

# 大名美恵子です

東海村村松 2401-2 電話・fax 284-0761  
携帯電話 090-3961-8578  
E-mail toukai@oona-mieko.info

11月28日  
12月議会開会

## 東海村の広域避難計画の名称は、**山田村長：** **『東海村住民避難計画』として** **策定する・・・屋内退避及び避難誘導計画と一本化して**

山田村長は12月議会初日、行政報告の中で、「約1万3千人分が不足していた避難所について、国及び茨城県の精力的な調整により、取手市、守谷市及びつくばみらい市の3市内に所在する民間施設等を新たに避難所として提供いただけることとなり、全村民分を確保できる見込みとなった。今後村として協定締結等の事務手続きを進めていく」と述べました。

12月1日開会の「『東海村原子力安全対策懇談会』に説明し、意見を伺った上で『防災会議』に諮り、決定・公表していきたい」ということです。

『東海村原子力安全懇談会』への説明は、「全村民分を確保できる見込み」の時点で行われ、『防災会議』に諮る段階では、「確保できた」時点になるとのことです。

いずれにしても、年内策定・公表をめざすということのようです。

### 東海村の「策定・公表」の他自治体への影響は？

東海村は、

- ①原発再稼働を推進する議員や請願者などの強い意見「避難計画の実効性は、策定後に補充していけばよい」「実効性はともかく避難計画がないことへの住民不安が大きい」等により、また、
- ②議会が審査中の「東海第二原発の再稼働について意見書提出を求める請願」の年内採択を有利にすることに協力した形、さらに
- ③30キロ圏内14市町村の(実効性が伴わない)「策定」を一気に促進する契機とするため、つまりは、
- ④24年1月の村議改選で原発推進の候補者が堂々と「原発再稼働をめざす」と公言できることに繋げるために、

急遽村長が9月議会で「年内策定をめざす」と表明したと思わざるを得ません。村長への圧力があったのか、どれほどのものだったのかなどは分かりませんが、ある意味、実は無責任な役割を果たそうとしていることがわかります。

### 一方 避難行動要支援者の個別避難計画は未作成を残したまま！・・・要支援者認定が少ない上に、未作成者がまだいる基で

市町村にとっては努力義務とされたものですが、東海村は「避難行動要支援者の個別避難計画」を作成することにしました。自然災害対応が基本となっているため村の担当課は地域福祉課が担っています。要支援者個別に住民による援護者を配置し、災害時には避難所まで行動を共にする形です。

本村は原子力災害も想定できますので、その際は村職員(災害対策本部の住民対応班)や協力関係機関の人が援護者となり、避難所まで付き添うということですが、この点では「誰が誰を援護する」という様な具体的計画にはなっていません。

しかしそれでも「広域避難計画は策定とする」ということです。6次総のSDGS思想はどこへ?????